

令和7年度山形県県産認証材「やまがたの木」 普及・利用促進事業（県単独事業）

県産木材の利用促進のための支援策として、民間木造施設の施主に対して一定額を支援します

補助の方法

一般住宅 新築住宅の施主に補助金 **25万円** を交付します

民間施設 新築民間施設^{※1}の施主に県産木材の使用量に応じて**最大50万円**^{※2※3}を交付します

※1 店舗兼住宅も可

※2 やまがた木造設計マイスター又は国等が実施した同様の研修を受講した者が設計に携わった場合は10万円を加算

※3 県産木材の使用量（㎡）×20,000円で算出された額（交付申請時に申告した場合に限る）

一般住宅

160棟

民間施設

予算の範囲内 15棟程度

申請受付期間（予算枠に達した場合、募集を終了します）

令和7年4月1日（火）から**先着順**で受け付けます

※ 土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

※ 申請受付状況については申請窓口へご確認ください



申請要件

【共通】 県産木材^{※4}を**基準値以上**^{※5}使用した新築住宅及び新築民間施設

※4 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度により産地証明された木材をいう

使用部位は構造材に限定しない ※5 基準値（㎡）は、延べ床面積（㎡）×0.1（㎡/㎡）で算出された数量

【民間施設のみ】 県産木材のうち**10%以上を県産 JAS 製品**^{※6}とすること

※6 県産木材かつ「日本農林規格等に関する法律」に基づき認定された木材をいう

申請方法

1 交付申請 **基礎工事着工後から屋根工事が完了する10日前まで**

（屋根工事完了：概ね上棟後から野地板施工完了までの時点）

提出書類

①補助金交付申請書

⑥基礎工事着工後の建設工事現場カラー写真

②建設工事請負契約書の写し

⑦「やまがた県産木材利用センター」が実施する『「やまがたの木」認証制度』の「販売管理票」

③施設の位置図又は案内図

⑧県産木材使用量を確認できる書類

④施設の配置図又は平面図

⑤口座振替申込書（通帳の写しを添付） ⑨県産 JAS 製品の使用量を確認できる書類（民間施設のみ）

2 現場確認 申請受付日以降 確認・審査のうえ、「補助金の交付決定通知」が送付されます

3 実績報告 **木工事完了後**すみやかに

（木工事完了：交付申請書記載の県産木材を使用した工事が全て完了した段階）

提出書類

①実績報告書

②木工事完了写真 ③県産木材使用証明書類（現場確認の時点で未確定の場合）

4 補助金の交付 審査のうえ、「**補助金の額の確定通知**」が送付され、後日、補助金が交付されます

その他

本事業は「県単独事業」となっており、国事業や市町村事業との併用が可能となっています。県事業である「やまがた省エネ健康住宅新築支援事業」「やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金との併用はできません。詳細、様式については『令和7年度山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金交付要綱』をご確認ください。

申請・お問合せ先

村山総合支庁森林整備課	電話 023-621-8191	〒990-2492	山形市鉄砲町 2-19-68
最上総合支庁森林整備課	電話 0233-29-1351	〒996-0002	新庄市金沢字大道上 2034
置賜総合支庁森林整備課	電話 0238-26-6063	〒992-0012	米沢市金池 7-1-50
庄内総合支庁森林整備課	電話 0235-66-5527	〒997-1392	東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1

令和7年度山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、建築分野における県産木材の需要拡大を図り、県内の森林資源の循環利用促進及び木材関連産業の活性化に資するため、県産木材使用等の条件を満たす住宅又は民間施設（店舗、事務所等をいう。以下同じ。）の施主に対し、「山形県補助金等の適正化に関する規則」（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める。

- (1) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度により産地証明された無垢材及び集成材・合板等をいう。
- (2) 県産JAS製品 県産木材かつ日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づき認定された木材をいう。
- (3) やまがた木造設計マイスター 山形県が実施する山形県中大規模木造建築物設計者養成セミナーの全講義を受講し、県産木材を活用した建築物の木造化及び木質化に係る設計能力を有する建築士として、山形県の登録を受けた者をいう。

(補助の対象となる施設)

第3条 補助金の交付対象となる施設は、次の各号すべての要件を満たすものとする。

- (1) 県内に自ら居住するための住宅又は自ら使用するための民間施設を新築するもの（分譲住宅や中古物件の購入、モデルハウスや販売を目的とした分譲住宅等の新築を除く）。
 - (2) 令和8年3月31日までに、第9条に定める実績報告書を提出することができること。
 - (3) 住宅及び民間施設に使用する県産木材は、施設の延べ床面積1㎡につき0.1㎡を乗じて算出した構造材相当の数量に対し100%以上であること。なお、県産木材の使用部位は構造材に限定しないものとする。
 - (4) 民間施設の場合、県産木材のうち10%以上を県産JAS製品とすること。
- 2 民間施設については、県産木材使用予定量に、補助の対象となる施設と同一敷地内において当該施設と同時に施工する外構施設等の木材使用量を含めることができるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 住宅 定額250千円
- (2) 民間施設 使用する県産木材1㎡当たり20千円、かつ1施設につき500千円を限度とし、やまがた木造設計マイスター又は国等が実施した同様の研修を受講した者が設計に携わった場合は100千円を加算する。ただし、交付申請時に申告した場合に限る。併せて、算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着工後から屋根工事の完了予定日の10日前までに、補助金交付申請書（住宅にあつては様式第1号、民間施設にあつては様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 建設工事請負契約書の写し等、工事費の内容が確認できる書類
- (2) 施設の位置図又は案内図
- (3) 施設の配置図又は平面図
- (4) 口座振替申込書（様式第3号）※通帳等の写しを添付
- (5) 基礎工事着工後の建設工事現場カラー写真
- (6) 「やまがた県産木材利用センター」が実施する『「やまがたの木」認証制度』の「販売管理票」
- (7) 県産木材使用量を確認できる書類
- (8) 「やまがた県産材合板」等使用報告書（別表）（使用した場合のみ）
- (9) 県産JAS製品使用量を確認できる書類（民間施設のみ）

- (10) やまがた木造設計マイスター等申告書（別紙1）（該当する場合のみ）※国等が実施した同様の研修を受講した場合は修了証の写しを添付
- 2 補助金の申請は、先着順に受け付けるものとする。
- 3 補助金の申請は、1申請者につき同一年度内に1施設までとする。

（交付の決定）

第6条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、内容を審査し、現地確認を行ったうえで、適当と認めるときは、交付の決定を行い、補助金の交付決定について（様式第4号）により、申請者に対し通知するものとする。

（補助金交付の除外要件）

第6条の2 知事は、申請者が次の各号いずれかに該当する場合は、交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- (2) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (4) 指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）である者
- (5) その他、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

（申請内容の変更）

第7条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の額の増を伴う変更
- (2) 補助金額の30%を超える減額を伴う変更
- 2 申請者は、前項の変更が生じた場合は、事業計画変更承認申請書（様式第5号）を速やかに知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の承認申請書の提出があった場合において、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、申請者に対し、変更の承認及び補助金の変更交付決定について（様式第6号）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、次の各号に掲げる理由により申請を取り下げるときは、補助金交付取下げ届出書（様式第7号）を速やかに知事に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1項第3号の規定により算出される県産木材の使用量が基準数量未満となるとき。
- (2) 補助対象となる施設の建築を取りやめるとき。
- (3) その他申請を取り下げる事由が発生したとき。

（実績報告）

第9条 申請者は、木工事を完了したときは遅滞なく実績報告書（住宅にあっては様式第8号、民間施設にあっては様式第9号）に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 木工事完了写真（別紙2）
- (2) その他知事が必要と認める書類
- 2 民間施設については、県産木材使用量に外構施設等における木材使用量を含める場合は、当該施設の完成写真を添付しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の実績報告書の提出があった場合において、当該補助金実績報告書の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の額を確定し、様式第10号により通知するものとする。

(補助金交付の取消し等)

第11条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、期限を定めて補助金の返還を求めるものとする。
- 3 申請者は前項の規定により返還を求められた場合は、期限までに当該補助金を返還しなければならない。

(書類の提出)

第12条 この補助金の知事に提出する書類の提出先は、建設場所となる市町村の区域を所管する総合支庁産業経済部森林整備課とする。

(書類の保存)

第13条 申請者は、この補助金に関する証拠書類等を、令和8年度から5年間常に整理保存しなければならない。

(適用除外)

第14条 この要綱に基づく補助制度は、当該住宅の新築につき「やまがた省エネ健康住宅新築支援事業費補助金交付要綱」及び「やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金交付要綱」に基づき、補助金を申請している場合、又は申請しようとしている場合は、適用しない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

山形県知事 殿

申請者 郵便番号

住所

氏名（フリガナ）

氏名

電話番号

令和7年度山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費
補助金交付申請書

令和7年度において山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業について、標記補助金を交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により、関係書類を添付して下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額 円

2. 事業計画概要

建設場所の地名・地番			
施設の所有者名			
工事の期間		着 工	令和 年 月 日
		屋根工事完了 ^{注1}	令和 年 月 日（予定）
		木工事完了	令和 年 月 日（予定）
施設の延べ床面積(m ²)		m ²	
内訳	構造材相当の材積 ^{注2}	県産木材使用予定量 ^{注3}	県産木材使用率 (B/A×100) ^{注4}
	(A) m ³	(B) m ³	%

※内訳記入例（延べ床面積40坪（132m²）の場合）

内訳	構造材相当の材積	県産木材使用予定量	県産木材使用率 (B/A×100)
	(A) 132×0.1=13.2 m ³	(B) 14.1 m ³	106.8 %

注1 『屋根工事完了』欄には、野地板の施工が完了（内装の工程に入る前）する日付を記入する。『木工事完了』欄には、県産木材に係る工事が完了する日付を記入する。

注2 『構造材相当の材積』(A)欄には、施設の延べ床面積(m²)×0.1で算出される数値を記入する。（小数第2位以下切捨て、以下同じ）

注3 『県産木材使用予定量』(B)欄には、『「やまがたの木」認証制度』により産地証明された木材の使用量を記入する。この場合、使用する部位は構造材に限定しない。

注4 『県産木材使用率』欄には、県産木材使用予定量(B)／構造材相当の材積(A)×100で算出される数値を記入する。（100%以上が条件）

3. 施工者

工事関係者	工事監理者	施工者	県産木材納品者
			「やまがたの木」認定事業者番号
住所	〒	〒	〒
会社名			
氏名	(監理者氏名)	(代表者職氏名)	(代表者職氏名)
電話番号	()	()	()
FAX番号	()	()	()

4. 納品証明内訳書

部 位		県産木材使用量			
		材積 (m ³)	樹種	産地の市町村名	木材の管理番号
軸組	通し柱				
	管柱				
	間柱				
	胴差・桁・梁				
	土台・大引き				
	筋かい・貫				
	根太				
小計①					
小屋組	母屋・棟木・ 小屋束				
	垂木				
	小計②				
構造材の計 (=①+②)		(ア)	構造材のみの県産木材使用量(ア) ≥ 県産木材必要量(オ)の場合、(イ)欄は記入せず、(エ)欄には(ア)欄と同じ数値を御記入ください。		
構造材以外の部位 (納品済み)		(イ)	構造材のみの県産木材使用量(ア) < 県産木材必要量(オ)の場合、野地板、造作材、内装材等構造材以外の部位に使用する県産木材(これから納品される予定を含む。)の材積を算入することができます。		
構造材以外の部位 (納品予定)		(ウ)			
合 計		(エ)=(ア)+(イ)+(ウ)	県産木材使用量(エ) ≥ 県産木材必要量(オ)であることを御確認ください。		
(オ) 県産木材必要量 = 施設の延べ面積(m ²) × 0.1 =			m ³ (小数第2位以下切捨て)		

※ 県産木材とは、「やまがた県産木材利用センター」が実施する『「やまがたの木」認証制度』により産地証明された木材です。

5. チェックリスト ※該当する□に✓を入れてください。

共通	<input type="checkbox"/> 申請者及び工事施工者等の住所・氏名等が記載されている。 <input type="checkbox"/> 申請者は交付要綱第6条の2に係る除外要件に該当していない。 <input type="checkbox"/> 申請書の提出日が、基礎工事着工後から屋根工事完了の10日前までであり、かつ申請書を提出してから現地検査を受けることができる。（「屋根工事完了」とは、概ね上棟後から野地板施工完了までの時点を指します。） <input type="checkbox"/> 令和8年3月31日までに実績報告が提出できる。 <input type="checkbox"/> 建設工事概要が全て記載されている。 <input type="checkbox"/> 申請者は令和7年度当該補助金の交付を受けていない。 <input type="checkbox"/> 構造材相当の数量に対し県産認証材を100%以上使用している。
住宅の場合	<input type="checkbox"/> 「やまがた省エネ健康住宅支援事業」・「やまがた省エネ健康住宅・再エネパッケージ補助金」との併用をしていない。
民間施設の場合	<input type="checkbox"/> 県産認証材のうち県産JAS製品を10%以上使用している。 <input type="checkbox"/> ※やまがた木造設計マイスター又は国等が実施した同様の研修を受講した者が設計に携わった場合やまがた木造設計マイスター等申告書（別紙1）
添付書類	<input type="checkbox"/> 建設工事請負契約書の写し等、工事費の内容が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 施設の位置図又は案内図（周辺道路から建設場所までの行程が確認できる図面） <input type="checkbox"/> 施設の配置図又は平面図（施設の配置や面積等が分かる図面） <input type="checkbox"/> 口座振替申込書（様式第3号） ※通帳等の写しを添付 <input type="checkbox"/> 基礎工事着工後の建設工事現場カラー写真 <input type="checkbox"/> 「やまがた県産木材利用センター」が実施する『「やまがたの木」認証制度』の「販売管理票」 <input type="checkbox"/> 県産木材使用量を確認できる書類 例）木工事の「内訳積算書」、木材の「納品明細書」等 <input type="checkbox"/> ※「やまがた県産材合板」等を使用した場合 「やまがた県産材合板」等使用報告書（別表）
森林整備課 担当者記入	<input type="checkbox"/> 上記該当箇所を確認した。

工事施工者 住 所
 会社名
 代表者職氏名

山形県知事 殿

申請者 郵便番号

住所*

氏名（フリガナ）

氏名*

電話番号

*法人の場合は、所在地、名称及び代表者名を記載

令和7年度山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費
補助金交付申請書

令和7年度において、山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業について、標記補助金を交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により、関係書類を添付して下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額 円

2. 事業計画概要

建設場所の地名・地番			
施設の所有者名（施設名）			
工事の期間		着 工	令和 年 月 日
		屋根工事完了注1	令和 年 月 日（予定）
		木工事完了	令和 年 月 日（予定）
施設の延べ床面積(m ²)		m ²	
内 訳	構造材相当の材積注2	県産木材使用予定量注3	県産木材使用率(B/A×100)注4
	(A) m ³	(B) m ³	%
	県産JAS製品使用量	県産JAS製品使用率(C/B×100)	補助金交付申請額 (B×20,000円)注5
	(C) m ³	%	(D) 円
	やまがた木造設計マイスター等 氏 名	やまがた木造設計マイスター修了証番号 又は受講した国等の講習会名	マイスター加算後補助金交付申請額 (D+100,000円)注6
			円

注1 『屋根工事完了』欄には、野地板の施工が完了（内装の工程に入る前）する日付を記入する。『木工事完了』欄には、県産木材に係る工事が完了する日付を記入する。

注2 『構造材相当の材積』(A)欄には、施設の延べ床面積(m²)×0.1で算出される数値を記入する。（小数第2位以下切捨て、以下同じ）

注3 『県産木材使用予定量』(B)欄には、『「やまがたの木」認証制度』により産地証明された木材の使用量を記入する。この場合、使用する部位は構造材に限定しない。また、外構施設等の木材使用量を含めることができるものとする。

注4 『県産木材使用率』欄には、県産木材使用予定量(B)／構造材相当の材積(A)×100で算出される数値を記入する。

注5 『補助金交付申請額』(D)欄には、県産木材使用予定量(B)×20,000円で算出される金額を記載する（上限500,000円）

注6 『マイスター加算後補助金交付申請額』欄には、補助金交付申請額(D)+100,000円で算出される金額を記載する。

3. 施工者

工事関係者	工事監理者	施工者	県産木材納品者
			「やまがたの木」認定事業者番号
住所	〒	〒	〒
会社名			
氏名	(監理者氏名)	(代表者職氏名)	(代表者職氏名)
電話番号	()	()	()
FAX番号	()	()	()

4. 納品証明内訳書

部 位		県 産 木 材 使 用 量			
		材 積 (m ³)	樹 種	産 地 の 市 町 村 名	木 材 の 管 理 番 号
軸 組	通し柱				
	管 柱				
	間 柱				
	胴差・桁・梁				
	土台・大引き				
	筋かい・貫				
	根 太				
小 計 ①					
小 屋 組	母屋・棟木・ 小屋束				
	垂 木				
	小 計 ②				
構造材の計 (=①+②)		(ア)	野地板、造作材、内装材等構造材以外の部位及び同一施設内において当該施設と同時に施工する外構施設等に使用する県産木材（これから納品される予定を含む。）の材積を御記入ください。		
構造材以外の部位 (納品済み)		(イ)			
構造材以外の部位 (納品予定)		(ウ)			
合 計		(エ)=(ア)+(イ)+(ウ)	県産木材使用量(エ) ≥ 県産木材必要量(オ) であることを御確認ください。		
(オ) 県産木材必要量 = 施設の延べ面積(m ²) × 0.1 = m ³ (小数第2位以下切捨て)					
県産JAS製品使用量	(カ) m ³	県産JAS製品 使用率	(キ)=(カ)/(エ) × 100 %	県産JAS製品使用率(キ) が10%以上であることを 御確認下さい。	

※ 県産木材とは、「やまがた県産木材利用センター」が実施する『「やまがたの木」認証制度』により産地証明された木材です。

5. チェックリスト ※該当する□に✓を入れてください。

共通	<input type="checkbox"/> 申請者及び工事施工者等の住所・氏名等が記載されている。 <input type="checkbox"/> 申請者は交付要綱第6条の2に係る除外要件に該当していない。 <input type="checkbox"/> 申請書の提出日が、基礎工事着工後から屋根工事完了の10日前までであり、かつ申請書を提出してから現地検査を受けることができる。（「屋根工事完了」とは、概ね上棟後から野地板施工完了までの時点を指します。） <input type="checkbox"/> 令和8年3月31日までに実績報告が提出できる。 <input type="checkbox"/> 建設工事概要が全て記載されている。 <input type="checkbox"/> 申請者は令和7年度当該補助金の交付を受けていない。 <input type="checkbox"/> 構造材相当の数量に対し県産認証材を100%以上使用している。
住宅の場合	<input type="checkbox"/> 「やまがた省エネ健康住宅支援事業」・「やまがた省エネ健康住宅・再エネパッケージ補助金」との併用をしていない。
民間施設の場合	<input type="checkbox"/> 県産認証材のうち県産JAS製品を10%以上使用している。 <input type="checkbox"/> ※やまがた木造設計マイスター又は国等が実施した同様の研修を受講した者が設計に携わった場合やまがた木造設計マイスター等申告書（別紙1）
添付書類	<input type="checkbox"/> 建設工事請負契約書の写し等、工事費の内容が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 施設の位置図又は案内図（周辺道路から建設場所までの行程が確認できる図面） <input type="checkbox"/> 施設の配置図又は平面図（施設の配置や面積等が分かる図面） <input type="checkbox"/> 口座振替申込書（様式第3号） ※通帳等の写しを添付 <input type="checkbox"/> 基礎工事着工後の建設工事現場カラー写真 <input type="checkbox"/> 「やまがた県産木材利用センター」が実施する『「やまがたの木」認証制度』の「販売管理票」 <input type="checkbox"/> 県産木材使用量を確認できる書類 例）木工事の「内訳積算書」、木材の「納品明細書」等 <input type="checkbox"/> ※「やまがた県産材合板」等を使用した場合 「やまがた県産材合板」等使用報告書（別表）
森林整備課 担当者記入	<input type="checkbox"/> 上記該当箇所を確認した。

工事施工者 住 所
 会社名
 代表者職氏名

口座振替申込書	
振込先銀行名	銀行 店
預金の種類	普通・当座
口座名義人	フリガナ ----- -----
口座番号	NO .
<p>県公金の支払いについては、上記のとおり口座振替されるよう申し込みます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住所* _____ (フリガナ) _____ 氏名* _____ ※ 法人の場合は、所在地、名称及び代表者名を記載</p> <p>電話番号 _____</p> <p>山形県知事 殿</p>	

やまがた木造設計マイスター等申告書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

申請者

(法人にあつては、名称及び代表者)

電話番号

令和7年度山形県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり、やまがた木造設計マイスター又は国等が実施した同様の研修を受講した設計者が民間施設の設計に携わったことを申告します。

1 申告内容（やまがた木造設計マイスターの場合のみ記入）

	修了者氏名	修了証番号
やまがた木造設計マイスター研修を受講した設計者		

2 申告内容（国等が実施した同様の研修^{注1}を受講した設計者の場合のみ記入）

	修了者氏名	修了証番号
国等が実施した同様の研修を受講した設計者		
	実施主体	受講した講習会 ^{注1}

※注1 例) 都市木造建築物設計支援事業 等

※ 国等が実施した同様の研修を受講した場合は修了証の写しを添付

様

山形県知事

令和7年度山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費
補助金の交付決定について（通知）

令和 年 月 日付けで交付申請のありました標記補助金については、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号）及び令和7年度山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助金の額 金〇〇〇〇〇〇〇円
2. 補助金交付の条件
 - (1) 申請者は、申請の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）が生じた場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 申請者は、申請を取り下げようとする場合にはあらかじめ知事に届け出なければならない。
 - (3) 申請者は、この補助金に関する証拠書類等を補助事業完了の属する年度の終了後、5年間は常に整理保存しなければならない。

山形県知事 殿

申請者 郵便番号

住所*

氏名（フリガナ）

氏名*

電話番号

*法人の場合は、所在地、名称及び代表者名を記載

令和7年度山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業計画
変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知がありました標記補助事業について、下記のとおり計画を変更したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう申請します。

記

変更内容

	延べ床面積	構造材相当の材積 (A)	県産木材 使用予定量 (B)	県産木材 使用率 (B/A×100)	補助金額 (B×20,000円) (C)
変更前	m ²	m ³	m ³	%	円
変更後	m ²	m ³	m ³	%	円

	マイスター加算後補助金交付申請額 (C+100,000円)
変更前	円
変更後	円

変更の理由	
-------	--

様

山形県知事

令和7年度山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業計画の
変更承認及び同事業費補助金の変更交付決定について（通知）

令和 年 月 日付けで承認申請のあった標記補助事業計画の変更については、申請のとおり承認するとともに、標記補助金については、山形県補助金等の適正化に関する規則及び令和7年度山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり変更して交付することに決定したので通知します。

記

1 変更の対象となる事業の内容は、当該変更承認申請書記載のとおりとし、その他については、令和 年 月 日付け 第 号による補助金交付決定通知に記載のとおりとする。

2 補助金の額は次のとおりとする。

区 分	変更交付決定額(A)	既交付決定額(B)	今回変更増△減額 (A)-(B)
補助金の額			

山形県知事 殿

申請者 郵便番号

住所*

氏名（フリガナ）

氏名*

電話番号

*法人の場合は、所在地、名称及び代表者名を記載

令和7年度山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費
補助金交付取下げ届出書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知がありました標記
補助金について、令和7年度山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業
費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり取り下げるので届け出ます。

記

取下げの 理由	
------------	--

山形県知事 殿

申請者 郵便番号

住所

氏名（フリガナ）

氏名

電話番号

令和7年度山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業
実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知がありました標記補助事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第14条の規定により、その実績を関係書類を添付して報告します。

記

1. 建設工事概要

建設場所の地名・地番			
施設の所有者名			
交付申請時の所有者住所			
施工者	住所 氏名・名称 電話番号（ - ）		
工事の期間	着 工	令和	年 月 日
	木工事完了 ^{注1}	令和	年 月 日
	完 成	令和	年 月 日（予定）

2. 工事実績

内訳	構造材相当の材積 ^{注2}	県産木材使用量 ^{注3}	県産木材使用率 (B/A×100) ^{注4}
	(A) m ³	(B) m ³	%

注1 『木工事完了』欄には、県産木材に係る工事が完了した日付を記入する。

注2 『構造材相当の材積(m³)』(A)欄には、施設の延べ床面積(m²)×0.1で算出される数値を記入する。(小数第2位以下切捨て、以下同じ)注3 『県産木材使用量(m³)』(B)欄には、『「やまがたの木」認証制度』により産地証明された木材の使用量を記入する。この場合、使用する部位は構造材に限定しない。

注4 『県産木材使用率(%)』欄には、県産木材使用量(B)÷構造材相当の材積(A)×100で算出される数値を記入する。

3. 添付書類 ※該当する□に✓を入れてください。

共通	<input type="checkbox"/> 木工事完了写真
その他	<input type="checkbox"/> 知事が必要と認める書類

山形県知事 殿

申請者 郵便番号

住所※

氏名（フリガナ）

氏名※

電話番号

※法人の場合は、所在地、名称及び代表者名を記載

令和7年度山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費
補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知がありました標記補助事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第14条の規定により、その実績を関係書類を添付して報告します。

記

1. 建設工事概要

建設場所の地名・地番			
施設の所有者名 (施設名)			
交付申請時の 所有者住所			
施工者	住所		
	氏名・名称		
	電話番号 (—)		
工事の期間	着 工	令和 年 月 日	
	木工事完了 ^{注1}	令和 年 月 日	
	完 成	令和 年 月 日 (予定)	

2. 工事実績

内訳	構造材相当の材積 ^{注2}	県産木材使用量 ^{注3}	県産木材使用率(B/A×100) ^{注4}
	(A) m ³	(B) m ³	%
	県産JAS製品使用量	県産JAS製品使用率(C/B×100)	補助金額 (B×20,000円)
	(C) m ³	%	(D) 円
	やまがた木造設計マイスター等 氏 名	やまがた木造設計マイスター修了証番号 又は受講した国等の講習会名	マイスター加算後補助金交付申請額 (D+100,000円)
		円	

注1 『木工事完了』欄には、県産木材に係る工事が完了した日付を記入する。

注2 『構造材相当の材積(m³)(A)』欄には、施設の延べ床面積(m²)×0.1で算出される数値を記入する。(小数第2位以下切捨て、以下同じ)注3 『県産木材使用量(m³)(B)』欄には、『「やまがたの木」認証制度』により産地証明された木材の使用量を記入する。この場合、使用する部位は構造材に限定しない。また、外構施設等の木材使用量を含めることができるものとする。

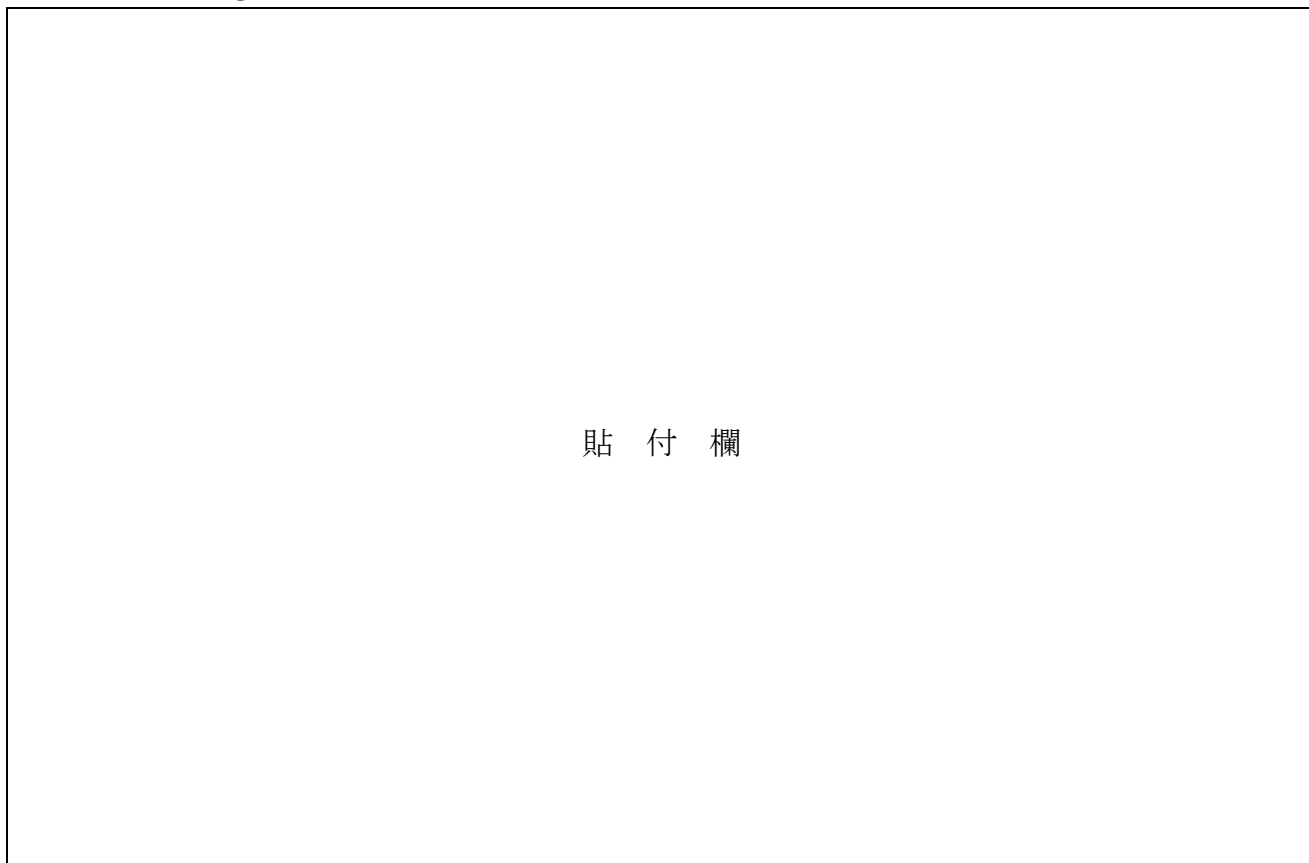
注4 『県産木材使用率(%)』欄には、県産木材使用量(B)÷構造材相当の材]積(A)×100で算出される数値を記入する。

3. 添付書類 ※該当する□に✓を入れてください。

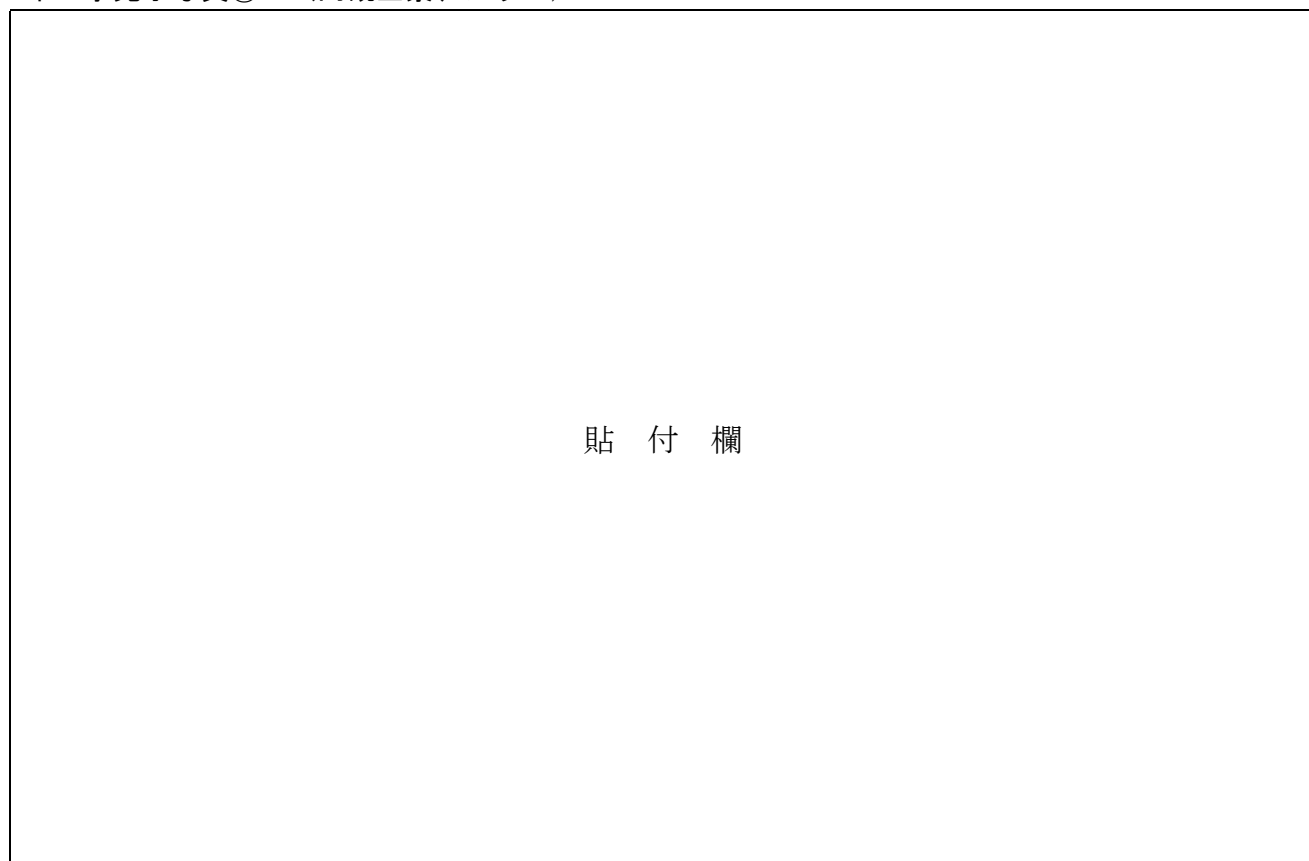
共通	<input type="checkbox"/> 木工事完了写真
その他	<input type="checkbox"/> 知事が必要と認める書類

(住宅 ・ 民間施設) の木工事完了写真

□木工事完了写真① (外観全景、カラー)



□木工事完了写真② (内観全景、カラー)



注1 写真については別途添付しても結構です。

様

山形県知事

令和7年度山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助
金の額の確定について（通知）

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した標記補助金については、令和 年 月 日付けで提出のあった令和7年度山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業実績報告書に基づき、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号）第15条の規定により、補助金の額を金〇〇〇〇〇〇円に確定したので通知します。

別表

令和 年 月 日

山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金「やまがた
県産材合板」等使用報告書

山形県知事 殿

施 工 者 (報 告 者)	(住 所)
	(会 社 名)
	(代表者名)

私は「山形県産材合板」等を下記のとおり使用したことを報告します。

販売元	(住 所)					
	(事 業 者 名)					
補助対象施設	(建設場所の住所)					
	(申 請 者 氏 名)					
入 荷 年 月 日	規格(mm)			数量 (枚・本)	材積 (m ³)	ロットNO.
	厚さ	幅	長さ			
計						